

令和4年10月31日

公益財団法人日本関税協会
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部
管理課長 山崎 昭太郎

環太平洋包括的及び先進的協定適用豚肉調製品（カナダを原産地とするもの）に係る
セーフガードの発動について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

環太平洋包括的及び先進的協定（以下「TPP11協定」という。）適用豚肉調製品（カナダを原産地とするもの）については、令和4年4月1日から令和4年9月末日までの輸入数量が、TPP11協定に定められた農産品セーフガード措置の輸入基準数量を超えたため、関税暫定措置法第7条の8第1項の規定により、本年11月1日から令和5年3月31日までの間、下記のとおり、セーフガードが発動されることとなりました。

つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

該当物品	統計品目番号	関税率の変更
TPP11協定適用豚肉調製品 （カナダを原産地とするもの） 【分岐点価格以下】	0210.11-010	(発動前) $(154.38 - 0.149 \times \text{課税価格}) / \text{Kg}$ ↓ (発動後) $(368.91 - 0.36 \times \text{課税価格}) / \text{Kg}$
	0210.12-010	
	0210.19-010	
	0210.99-011	
	1602.41-011	
	1602.42-011	
	1602.49-210	
TPP11協定適用豚肉調製品 （カナダを原産地とするもの） 【分岐点価格超】	0210.11-020	(発動前) 2.2% ↓ (発動後) 5.1%
	0210.12-020	
	0210.19-020	
	0210.99-019	
	1602.41-019	
	1602.42-019	
	1602.49-220	

注1：分岐点価格＝897.59円/kg

【ＴＰＰ１１ 協定適用豚肉調製品（カナダを原産地とするもの）に係る品目別セーフガードの概要】

ＴＰＰ１１ 協定適用豚肉調製品（カナダを原産地とするもの）（参考１）の輸入数量が、関税暫定措置法第７条の８第１項に定められた輸入基準数量（参考２）を超えた場合、一定の水準まで関税率を引き上げる措置。

（参考１）に係る品目番号

0210.11-010、0210.11-020、0210.12-010、0210.12-020、0210.19-010、
0210.19-020、0210.99-011、0210.99-019、1602.41-011、1602.41-019、
1602.42-011、1602.42-019、1602.49-210、1602.49-220

（参考２）輸入基準数量

令和４年度における輸入基準数量：33 トン

【ＮＡＣＣＳ用品目コードの使用】

本年 11 月 1 日以降、ＴＰＰ１１ 協定適用豚肉調製品（カナダを原産地とするもの）の輸入申告等を行う場合には、ＮＡＣＣＳ用品目コードは新設される「ＴＰＰ１１ 協定に基づく差額関税が適用されるもの（暫定法第７条の８発動時における発動対象国のもの）」を使用し、原産地（申告）種別コードはＴＰＰ１１ 税率差適用用国別コード（カナダ）の「１Ｃ」を使用してください。

また、豚肉調製品セーフガード（カナダを原産地とするもの）発動期間中に蔵入承認を受け、豚肉調製品セーフガード（カナダを原産地とするもの）発動期間終了後にＴＰＰ１１ 協定税率を適用して蔵出輸入申告を行う貨物については、ＮＡＣＣＳ用品目コードは「その他のもの」を使用し、原産地（申告）種別コードはＴＰＰ１１ 協定の「ＴＰ」を用いて蔵入承認申請及び蔵出輸入申告の両手続を行っていただく必要があります。

詳細については、ＮＡＣＣＳ利用者向け掲示板をご参照ください。

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第１部門
(06-6576-3313) までお問い合わせください。